

子育て・教育

このほかの記事は10面こうとうインフォメーションに掲載

国民年金第1号被保険者の方へ

10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります

こどもが1歳になるまでの期間、こどもを育てている方は夫婦ともに所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

制度を利用するには申請が必要です。詳しい手続きや必要書類については、お近くの年金事務所または区役所年金係へお問い合わせください(出張所では受け付けできません)。

☑1歳になるまでの子を養育する実父母・養父母で国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農業者・学生・無職の方など)の方で、以下の要件すべてを満たす方

- ①子と身分(親子)関係が継続している
- ②子と同一住所である

※所得要件はありません

【対象期間】

子(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月まで

※すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届け出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付されます

☎区民課年金係 ☎03-3647-1131 ☎03-3647-9415

☎江東年金事務所 ☎03-3683-1231 ☎03-3681-6549

マイ保育園ひろばフェスティバル

在宅で子育てをしている方を応援するイベントです。保育園で行う遊びやおすすめのおもちゃ、工作などを親子で楽しめるほか、育児・栄養・保健相談も行います。保護者向けのリフレッシュブースや来場者プレゼント(先着順)もあります。

☎場 [10月20日(火)] 豊洲文化センター7階レクホール
[10月21日(水)] 総合区民センター2階レクホール
[10月22日(木)] 江東区文化センター3階レクホール
※いずれも10:00~15:30

☎未就学児を在宅で育てている方、出産前の方 ☎当日直接会場へ

☎保育政策課施設管理係 ☎03-3647-9094 ☎03-3647-9282



児童家庭支援士養成講座

～こどもたちの自立をサポートしませんか～

養育環境にさまざまな事情を抱えたこどもたちの生活や学習をサポートするボランティア「児童家庭支援士」を募集しています。児童福祉分野の第一線で活躍する講師による養成講座を受講し、こどもたちを支える活動に参加してみませんか。

☎11月20日~12月18日の金曜(全5回) 18:00~20:30

☎南砂子ども家庭支援センター

☎区内在住・在勤で保育士・教員・看護師・社会福祉士などこどもに関わる資格がある方、またはその養成学校に所属している学生

定20人程度(申込順) ※全回参加できる方

☎10月5日(月)~30日(金)(必着)に☎区HP申込で

☎南砂子ども家庭支援センター ☎03-5617-7772 ☎03-5617-7773



第1回	11/20(金)	江東区における要支援・要保護家庭の現状と児童家庭支援士訪問事業に期待すること
第2回	11/27(金)	こどもの気持ちに寄り添う援助のポイント (☎ 松山聡(乳児院さまりあスーパーバイザー))
第3回	12/4(金)	発達障害のこどもの基本的理解と対応 (☎ 染谷利一(公認心理師))
第4回	12/11(金)	活動にあたっての配慮と留意点、支援の実際 (先輩支援士の体験談)
第5回	12/18(金)	ネグレクト虐待環境下にあるこどものこころの影響と特徴およびその対応 (☎ 菊地祐子(児童精神科医))

不妊治療費助成事業の対象を拡充

令和8年4月に開始した都の不妊治療費助成への区の上乗せ助成について、都の制度拡充に伴い、以下の通り、助成対象が拡充されます。申請方法など詳細は区HPでご確認ください。

【令和8年4月1日以降に治療を開始した場合】

保険診療の体外受精及び顕微授精、併用して実施した先進医療に係る費用について、保険診療分も含めて助成対象となります(高額療養費や付加給付の支給を受けた場合は、その金額を助成対象額から差し引きます)。区の助成上限額は5万円で、都の助成決定額を差し引いた金額を助成します。

【令和8年3月31日以前に治療を開始し、4月以降も継続して治療を実施している場合】

4月以降の治療費が対象となりますが、保険診療分は対象外です。区では都の助成額を4月以降の先進医療費の割合に応じて按分し、区の助成額を算定します。

☎下記の要件をすべて満たす方

- 令和8年3月31日までに治療を開始し、4月以降継続して治療を実施した方、もしくは令和8年4月1日以降に治療を開始し、都助成事業の承認決定を受けた方
- 治療開始時から区の申請時まで継続して婚姻関係がある夫婦(事実婚を含む)
- 申請者(都助成事業の承認決定を受けた方)が、申請日時点で区内に住所(住民登録)がある
- 他の区市町村から同じ申請内容で助成を受けていない
- ※申請期限は都の助成承認決定後、1年以内です

☎保健所保健予防課保健係 ☎03-3647-5906 ☎03-3615-7171



保育ボランティアとして子育て支援にご参加を

こども家庭支援士養成講座

講座を修了した方は、区内8か所の子ども家庭支援センター(愛称:みずべ)で行う「リフレッシュひととき保育」の保育ボランティアとして活動できます。こどもの笑顔があふれるまちを目指す方、まちの子育てを応援したい方、受講してみませんか。

☎10月27日(火)~29日(木) 14:00~16:00

☎豊洲文化センター

☎区内在住の方 ☎20人(抽選)

☎10月2日(金)~15日(木)に東陽子ども家庭支援センターに電話・窓口で(受付時間10:00~17:00 ※日曜・祝日除く) ☎03-3699-4871 ☎03-5665-4780

こどもショートステイ事業協力家庭員募集

～地域で子育てを支え合おう～

保護者の病気、出張、出産、育児疲れ等でこどもの養育が一時的にできない場合に、宿泊を伴ってこどもを預かる協力家庭員を募集します。研修を受講して、地域で子育て世帯をサポートしませんか。

【こどもショートステイ事業の概要】 ※詳細は区HPをご覧ください

実施場所	協力家庭員の自宅
対象児童	1歳~中学3年生
定員	1世帯あたり原則1人(兄弟姉妹を同時に預かる場合などは最大4人まで)
利用日数	1回の利用で最長6泊7日
内容	食事の提供、身の回りの世話、保育所・学校への送迎等

☎次の要件をすべて満たし、区が主催する研修を受けた方

- 25歳以上で心身ともに健全である
- 自宅が家族構成に応じた適切な広さがある
- 保育士、教員、看護師、社会福祉士のいずれかの資格があるか、都の養育家庭・フレンドホーム登録者、または区長が認める養育者の資格がある
- 自身を補助できる成人の同居者がいる など

【研修】

☎11月20日・27日、12月4日・18日の金曜(全4回) 18:00~20:30

☎南砂子ども家庭支援センター

☎10月23日(金)までに☎区HP申込または養育支援課養育支援係

(区役所8階1番)に電話・窓口で

☎03-3647-4408 ☎03-3647-7534



▲こどもショートステイ(区HP)